

食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により旧警戒区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う逸失利益、追加的費用、在庫品、工場、土地等の財物損害、県外にある他の工場の設備拡充費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- ① 一時立入費用
- ② 逸失利益
- ③ 従業員に係る追加的費用
- ④ 本社工場設備拡充費用
- ⑤ 営業損害・追加的費用
- ⑥ 検査費用
- ⑦ 財物損害・在庫品（但し、別紙不動産目録記載の建物内の在庫品）
- ⑧ 財物損害・別紙物件目録記載の複合機等にかかる利用利益（残存リース料合計額に相当）
- ⑨ 財物損害・別紙不動産目録記載の土地及び建物
- ⑩ 上記①ないし⑨にかかる弁護士費用

期 間

自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

但し、③の内社宅費用及び⑤の内借入金利息については次の通り

③の内社宅費用（物件名・A）

自 平成23年3月11日 至 平成25年4月24日

③の内社宅費用（物件名・B）

自 平成23年3月11日 至 平成25年4月30日

⑤の内借入金利息

自 平成23年3月11日 至 平成30年5月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金が、別紙の通り、10億1893万9169円であることを認める。

3 既払いの未精算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未精算の仮払補償金250万円を支払済みであることを確認する。

この未精算の仮払補償金250万円について、第2項記載の和解金10億1893万9169円と清算する。

4 支払方法

(省略)

5 確認事項

申立人と被申立人は、第1項の損害項目(その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項⑨の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

また、第1項⑦及び⑨の財物損害には、在庫品の廃棄費用及び土地建物の除染・解体・撤去費用は含まれないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月30日

(別紙不動産目録及び物件目録省略)

(仲介委員長 新村正人、仲介委員 吉岡 毅、同 望月克也)

	損害項目	金額	内訳	金額
①	一時立入費用	323,975		
②	逸失利益	33,196,172		
③	従業員に係る追加的経費	8,506,302		
			避難費用	506,100
			社宅費用	4,187,235
			平成23年4月分給与	3,812,967
④	本社工場設備拡充費用	7,746,850		
⑤	営業損害・追加的費用	18,153,162		
			代替製造増加コスト	7,965,095
			借入金利息	9,672,105
			火災保険	107,290
			保管費用	348,612
			交通費	60,060
⑥	検査費用	169,050		
⑦	財物損害・在庫品	90,393,091		
⑧	財物損害・利用利益	2,223,152		
			複合機	371,952
			フォークリフト	1,851,200
⑨	財物損害・福島工場	830,227,415		
			工場	780,000,000
			土地	50,227,415
⑩	弁護士費用	28,000,000		

1,018,939,169